

令和 2 年 1 2 月 2 5 日

○条例

小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

小田原市諸収入金に対する延滞金徴収条例等の一部を改正する条例

小田原市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

小田原市下水道条例の一部を改正する条例

病院事業に係る地方公営企業法の全部適用のための小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市火災予防条例の一部を改正する条例

○規則

小田原市自転車駐車場指定候補者選定委員会規則の一部を改正する規則

小田原市自転車駐車場事業者選定委員会規則の一部を改正する規則

小田原市財務規則の一部を改正する規則

小田原市市税条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市自転車競走実施規則の一部を改正する規則

小田原市国民健康保険条例附則第 1 0 条の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

小田原市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 5 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市条例第 4 6 号

小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 8 条第 4 項の規定に基づき、病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定めるものとする。

(給与の種類)

**第 2 条** 病院事業企業職員のうち、常時勤務を要する職員及び地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下これらの者を「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いたものとする。

3 職員に支給する手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。

(給料表)

**第 3 条** 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。

2 給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けて定めるものとする。

3 給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号給の数並びに各職務の級における最低の号給の給料額及び号給間の給料額の差額は、地方公営企業法第 3 8 条第 2 項及び第 3 項の規定の趣旨に従って定めなければならない。

(扶養手当)

**第4条** 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 心身に著しい障害がある者

（地域手当）

**第5条** 地域手当は、在勤する地域における民間の賃金水準を基礎とし、及び物価等を考慮して支給する。

（住居手当）

**第6条** 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（企業管理規程（以下「規程」という。）で定める職員を除く。）に支給する。

（通勤手当）

**第7条** 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（第3号において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び同号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車、原動機付自転車、自転車その他病院事業管理者（以下「事業管理者」という。）が特に承認した交通の用具（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

（特殊勤務手当）

**第8条** 特殊勤務手当は、職員が特殊な勤務に従事する場合で、給与上特別の措置を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるときに、その勤務の特殊性に応じて支給する。

（時間外勤務手当）

**第9条** 時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

2 前項に規定するもののほか、週休日の振替又は半日勤務時間の割振りの変更により、あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、当該1週間の勤務時間を超えて勤務した全時間（規程で定める時間を除く。）について時間外勤務手当を支給する。

（休日勤務手当）

**第10条** 職員には、正規の勤務日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「祝日法による休日」という。）、12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）及びこれらの代休日をいう。次項において同じ。）に当たっても、正規の給与を支給する。

2 休日勤務手当は、休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務した全時間について支給する。

（夜間勤務手当）

**第11条** 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

（宿日直手当）

**第12条** 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

2 前項の勤務は、第9条、第10条第2項及び前条の勤務には含まれないものとする。  
(管理職手当)

**第13条** 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給する。

2 前項の規定により管理職手当を支給する職員には、第9条、第10条第2項及び第11条に規定する手当は、支給しない。

(管理職員特別勤務手当)

**第14条** 管理職員特別勤務手当は、前条第1項の規定により管理職手当が支給される職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給する。

(期末手当)

**第15条** 期末手当は、6月及び12月に、職員の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。

(勤勉手当)

**第16条** 勤勉手当は、6月及び12月に、職員の勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。

(特定任期付職員業績手当)

**第17条** 特定任期付職員業績手当は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第7条第1項に規定する特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる者に対して支給する。

(退職手当)

**第18条** 退職手当の支給については、別に条例で定めるところによる。

(給与の減額)

**第19条** 職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があった場合（労働組合の業務又は活動に従事するため組合休暇の承認を受けた場合を除く。）を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、修学部分休業又は介護休暇若しくは介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その

勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

**第20条** 職員が休職にされたときは、規程で定めるところにより、給与を支給することができる。

(専従休職者の給与)

**第21条** 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

**第22条** 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

**第23条** 地方公務員法第26条の5第1項の規定による承認を受けた職員には、同項の自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

**第24条** 地方公務員法第26条の6第1項の規定による承認を受けた職員には、同項の配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(非常勤職員の給与)

**第25条** 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 会計年度任用職員に支給する手当の種類は、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

3 第3条、第5条、第7条から第12条まで、第15条、第18条、第19条及び第22条の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、第19条第1項中「労働組合の業務又は活動に従事するため組合休暇」とあるのは「無給休暇」と、同条第2項中「小学校就学の始期」とあるのは「3歳」と、第22条中「期末手当及び勤勉手当」とあるのは「期末手当」と読み替えるものとする。

4 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に係る前2項の適用について

は、第2項中「、期末手当及び退職手当」とあるのは「及び期末手当」と、前項中「第18条、第19条」とあるのは「第19条」とする。

- 5 非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び会計年度任用職員を除く。）の給与については、他の職員との権衡を考慮して支給する。

（再任用職員等についての適用除外）

**第26条** 第4条、第6条及び第18条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には、適用しない。

- 2 第4条及び第6条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員には、適用しない。

（特定任期付職員についての適用除外）

**第27条** 第4条、第6条、第9条、第10条第2項、第11条、第13条及び第16条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

（委任）

**第28条** この条例の施行に関し必要な事項は、事業管理者が定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（小田原市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正）

- 2 小田原市職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和26年小田原市条例第201号）の一部を次のように改正する。

第9条中「小田原市職員の給与に関する条例（昭和37年小田原市条例第5号）の」を「別に条例で」に改める。

（小田原市職員の降給の事由及び手續に関する条例の一部改正）

- 3 小田原市職員の降給の事由及び手續に関する条例（平成28年小田原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（小田原市職員の給与に関する条例（昭和37年小田原市条例第5号）第3条第1項各号に掲げる給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける職員を

いう。以下同じ。) 」を削る。

(小田原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

- 4 小田原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和27年小田原市条例第202号)の一部を次のように改正する。

第3条中「基本報酬」の次に「又はこれに相当する給与」を加える。

(小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 5 小田原市職員の育児休業等に関する条例(平成4年小田原市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第23条の表第20条の2の項中「、第9条の2第4項」を削る。

(小田原市職員の給与に関する条例の一部改正)

- 6 小田原市職員の給与に関する条例(昭和37年小田原市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号から第5号までを削り、同条第2項中「別表第6」を「別表第3」に改める。

第5条の2第1項中「から別表第5まで」を「及び別表第2」に改める。

第9条の2中第4項を削り、第5項を第4項とする。

第17条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第20条の2中「、第9条の2第4項」を削る。

第24条第6号及び第7号を削る。

第27条第1項中「及び別表第3から別表第5までの規定(それぞれ職務の級の1級及び2級に係る部分に限る。)」を「(職務の級の1級及び2級に係る部分に限る。)の規定」に改め、後段を削る。

第29条第3項中「(医療職給料表(1)の適用を受ける職員に相当するパートタイム会計年度任用職員にあつては、100分の16)」を削る。

附則第4項を削る。

別表第3から別表第5までを削る。

別表第6医療職給料表(1)の項から医療職給料表(3)の項までを削り、同表を別表第3とする。

(小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)



7 小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成2年小田原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第10号から第13号までを削り、第14号を第10号とし、第15号を第11号とし、第16号を削る。

第6条第1項中「第18条」を「第14条」に改める。

第13条から第16条までを削り、第17条を第13条とし、第18条を第14条とする。

第19条から第22条までを削り、第23条を第15条とし、第24条を第16条とする。

附則第4項及び第5項を削る。

附則第6項の前の見出しを削り、同項中「第18条」を「第14条」に改め、同項を附則第4項とし、同項の前に見出しとして「（感染症接触手当の特例）」を付する。

附則第7項を附則第5項とする。

（小田原市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

8 小田原市職員の退職手当に関する条例（昭和26年小田原市条例第160号）の一部を次のように改正する。

第6条の5第2項及び附則第5項ただし書中「給料表」の次に「（これに相当する給料表を含む。）」を加える。

小田原市諸収入金に対する延滞金徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 5 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市条例第 4 7 号

小田原市諸収入金に対する延滞金徴収条例等の一部を改正する条例

(小田原市諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部改正)

**第 1 条** 小田原市諸収入金に対する延滞金徴収条例（昭和 3 8 年小田原市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（延滞金の算定に用いる割合の特例）」を付し、同項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「。以下この項」の次に「及び次項」を加え、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、附則に次の 1 項を加える。

4 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年 0. 1 パーセント未満の割合であるときは年 0. 1 パーセントの割合とする。

(小田原市国民健康保険条例の一部改正)

**第 2 条** 小田原市国民健康保険条例（昭和 3 4 年小田原市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 条第 1 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第 2 項中「保険料に係る延滞金につき特例基準割合適用年に含まれる期間（以下この項において「軽減対象期間」

という。)がある場合には、当該軽減対象期間」を「期間を含む年の猶予特例基準割合(平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、当該期間であってその年に含まれる期間」に、「附則第7条第1項に規定する特例基準割合」を「附則第7条第2項に規定する猶予特例基準割合」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項のいずれかの規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、前2項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセント未満の割合であるときは年0.1パーセントの割合とする。

(小田原市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

**第3条** 小田原市後期高齢者医療に関する条例(平成20年小田原市条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第3条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセント未満の割合であるときは年0.1パーセントの割合とする。

(小田原市介護保険条例の一部改正)

**第4条** 小田原市介護保険条例(平成12年小田原市条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「第11条第1項ただし書に規定する延滞金につき特例基準割合適用年に含まれる期間(以下この項において「軽減対象期間」という。)」がある場合には、当該軽減対象期間」を「第12条の規定によって徴収猶予を受けた期間を含む年の猶予特例基準割合(平均貸付割合に

年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、当該期間であってその年に含まれる期間」に、「同項ただし書の」を「第11条第1項ただし書の」に、「附則第7条第1項に規定する特例基準割合」を「附則第7条第2項に規定する猶予特例基準割合」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 前2項のいずれかの規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、前2項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセント未満の割合であるときは年0.1パーセントの割合とする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条から第4条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

- (1) 小田原市諸収入金に対する延滞金徴収条例附則第3項及び第4項
- (2) 小田原市国民健康保険条例附則第7条
- (3) 小田原市後期高齢者医療に関する条例附則第3条
- (4) 小田原市介護保険条例附則第7条

小田原市自転車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 5 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市条例第 4 8 号

小田原市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

小田原市自転車駐車場条例（平成 2 7 年小田原市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条～第 5 条）

第 2 章 自転車駐車場（第 6 条～第 1 4 条）

第 3 章 会議室（第 1 5 条～第 2 1 条）

第 4 章 雑則（第 2 2 条・第 2 3 条）

附則

### 第 1 章 総則

第 1 条に次の 1 項を加える。

2 第 3 条に規定する国府津駅自転車駐車場には、会議室を併設する。

第 3 条の表に次のように加える。

国府津駅自転車駐車場	小田原市国府津四丁目 1 番 2 号
------------	--------------------

第 4 条中「自転車駐車場」の次に「及び第 1 条第 2 項の会議室（以下「自転車駐車場等」という。）を加える。

第 5 条中「自転車駐車場」を「自転車駐車場等」に改め、同条の次に次の章名を付する。

### 第 2 章 自転車駐車場

第 8 条の見出しを「（自転車駐車場の使用の許可）」に改め、同条第 2 項中「許可」の次に「（以下この章において「使用許可」という。）」を加え、同条第 3 項中「第 1

項の許可」を「使用許可」に、同項第1号中「自転車駐車場の使用の秩序」を「公の秩序又は善良の風俗」に改める。

第10条の見出しを「（自転車駐車場の利用料金）」に改め、同条第1項中「第8条第1項の許可」を「使用許可」に、「（以下」を「（第12条及び第13条において」に、「施設」を「自転車駐車場」に改め、「。以下」の次に「この条及び第12条において」を加え、同条第3項中「別表」を「別表第1」に改める。

第11条に次のただし書を加える。

ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

第12条の見出しを「（自転車駐車場の利用料金の不還付）」に改める。

第13条の見出しを「（自転車駐車場の使用許可の取消し等）」に改め、同条中「第8条第1項の許可」を「使用許可」に改める。

第14条を削る。

第15条第1項中「第8条第1項の許可」を「使用許可」に改め、同条第2項中「前条」を「第11条第2項及び第4項並びに前条第1項」に、「第15条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条を第14条とする。

第16条中「自転車駐車場」を「自転車駐車場等」に改め、同条を第23条とし、第14条の次に次の1章、章名及び1条を加える。

### **第3章 会議室**

（開場時間）

**第15条** 国府津駅自転車駐車場に併設される第1条第2項の会議室（以下この章において「会議室」という。）の開場時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に開場時間を変更することができる。

（休場日）

**第16条** 会議室の休場日は、次のとおりとする。

(1) 毎月第1月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後最初の休日以外の日）

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の

承認を得て臨時に休場し、又は開場することができる。

(会議室の使用の許可等)

**第17条** 第8条(第3項第3号を除く。)及び第13条の規定は、会議室の使用について準用する。この場合において、第8条第1項中「ならない。」とあるのは「ならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。」と、第13条第2号中「第8条第2項」とあるのは「第17条において準用する第8条第2項」と読み替えるものとする。

(会議室の利用料金)

**第18条** 前条において読み替えて準用する第8条第1項の許可(第20条及び第21条において「使用許可」という。)を受けた者(第20条及び第21条において「使用者」という。)は、指定管理者に会議室の利用に係る料金(以下この章及び別表第2において「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 第10条第2項から第5項までの規定は、利用料金について準用する。この場合において、同条第3項中「別表第1」とあるのは、「別表第2」と読み替えるものとする。

(会議室の利用料金の減免)

**第19条** 指定管理者は、市長の定める基準に従い必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(会議室の利用料金の不還付)

**第20条** 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰さない理由により会議室を使用することができないとき。
- (2) 使用者が、使用の日の10日前までに、使用許可を受けた事項の変更を申請して指定管理者が許可したとき又は使用の取りやめを申し出たとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

(原状回復)

**第21条** 使用者は、会議室の使用を終えたとき又は第17条において読み替えて準用する第13条の規定により使用許可を取り消され、若しくは使用を中止させられたときは、直ちに原状に復さなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

## 第4章 雑則

(目的外使用等の禁止)

**第22条** 第8条第1項(第17条において読み替えて準用する場合を含む。)の許可を受けた者は、許可を受けた使用目的以外の目的で施設を使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

別表を削り、附則の次に別表として次の2表を加える。

### 別表第1 (第10条関係)

#### 1 小田原駅西口第1自転車駐車場

区分		一時使用		定期使用		
		1回分	回数券 (11回分)	1か月	3か月	6か月
自転車	一般	円 150	円 1,540	円 1,880	円 5,330	円 10,360
	学生			1,250	3,660	7,220
原動機付自転車		200		2,610	7,530	14,760

#### 2 国府津駅自転車駐車場

区分		一時使用		定期使用			
		1回分	回数券 (11回分)	階層	1か月	3か月	6か月
自転車	一般	円 150	円 1,540	1階	円 1,880	円 5,330	円 10,360
				屋上	1,410	3,990	7,770
	学生			1階	1,250	3,660	7,220
				屋上	930	2,740	5,410
原動機付自転車		200		1階	2,610	7,530	14,760

備考 この表において「学生」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)に在籍する者をいい、「一般」とは、学生以外の者をいう。

### 別表第2 (第18条関係)



区分	単位	午前9時～午後5時	午後5時～午後9時
会議室1	1時間	円 400	円 500
会議室2		400	500

備考 入場料その他これに類する料金（その金額の最高額が1人当たり1,000円を超える場合に限る。）を徴収する場合又は物品の販売をする場合における利用料金は、規定料金に2を乗じて得た額とする。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の第4条の規定による国府津駅自転車駐車場（これに併設される改正後の第1条第2項の会議室を含む。次項において同じ。）の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 国府津駅自転車駐車場の使用のため必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（小田原市附属機関設置条例の一部改正）

- 4 小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部小田原市自転車駐車場指定候補者選定委員会の項中「小田原駅西口第1自転車駐車場」の次に「及び国府津駅自転車駐車場」を加え、同部小田原市自転車駐車場事業者選定委員会の項中「及び小田原駅西口第2自転車駐車場」を削る。

小田原市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 5 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市条例第 4 9 号

小田原市下水道条例の一部を改正する条例

小田原市下水道条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項を削る。

第 7 条の 2 第 2 項を削り、同条第 3 項中「おいては」を「おいて」に、「第 1 項各号」を「前項各号」に、「水質（前項の規定が適用される場合にあつては、同項に定める水質）」を「基準」に、「係る第 1 項」を「係る同項」に、「前 2 項」を「同項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 7 条の 3 を削る。

第 1 4 条第 1 項中「。第 1 4 条の 3 において同じ」を削る。

第 1 4 条の 3 を削り、第 1 4 条の 4 を第 1 4 条の 3 とする。

第 1 9 条第 1 項第 2 号中「第 1 4 条の 4」を「第 1 4 条の 3」に改める。

## 附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

病院事業に係る地方公営企業法の全部適用のための小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 5 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市条例第 5 0 号

病院事業に係る地方公営企業法の全部適用のための小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「市長」を「事業管理者」に改め、同条を第 1 0 条とする。

第 7 条の見出し中「作成」を「提出」に改め、同条第 1 項中「市長」を「事業管理者」に、「作成しなければ」を「市長に提出しなければ」に改め、同条第 2 項中「作成する」を「提出する」に改め、同項第 3 号中「市長」を「事業管理者」に改め、同条第 3 項中「作成する」を「提出する」に、「市長」を「事業管理者」に、「作成しなければ」を「提出しなければ」に改め、同条を第 9 条とする。

第 6 条を第 8 条とし、第 5 条を第 7 条とする。

第 4 条中「地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第 6 条とする。

第 3 条を第 4 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（組織）

**第 5 条** 法第 1 4 条の規定に基づき、病院事業管理者（以下「事業管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、次に掲げる局及び部並びに別表に掲げる附属機関を置く。

- (1) 病院管理局
- (2) 診療部
- (3) 看護部

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(法の適用)

**第3条** 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第1項の規定に基づき、病院事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を除く法の規定を適用する。附則の次に次の別表を加える。

**別表**（第5条関係）

附属機関	設置目的	委員の数
小田原市立病院運営審議会	病院の運営に関する事項につき、事業管理者の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	13人以内

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(附属機関に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に附則第6項の規定による改正前の小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条及び別表の規定により置かれている附属機関であつてこの条例による改正後の小田原市病院事業の設置等に関する条例別表に掲げるものは、同条例第5条及び別表の規定により置かれる附属機関となり、同一性をもって存続するものとする。

(小田原市情報公開条例等の一部改正)

3 次に掲げる条例の規定中「及び固定資産評価審査委員会」を「、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者」に改める。

(1) 小田原市情報公開条例（平成14年小田原市条例第32号）第2条第1項第2号

(2) 小田原市個人情報保護条例（平成16年小田原市条例第25号）第2条第1号

(3) 小田原市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年小田原市条例第16号）第2条第2号

(小田原市意見公募手続条例の一部改正)

4 小田原市意見公募手続条例（平成24年小田原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「及び消防長」を「、消防長及び病院事業管理者」に改める。

(小田原市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

- 5 小田原市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年小田原市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「又は教育委員会」を「、教育委員会又は病院事業管理者」に改める。

(小田原市附属機関設置条例の一部改正)

- 6 小田原市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

別表市長の部小田原市立病院運営審議会の項を削る。

(小田原市立病院の診療報酬等に関する条例の一部改正)

- 7 小田原市立病院の診療報酬等に関する条例（昭和41年小田原市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「市長」を「病院事業管理者（以下「事業管理者」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「市長」を「事業管理者」に改める。

第3条から第6条までの規定及び別表第1多焦点眼内レンズ支給選定療養費の項中「市長」を「事業管理者」に改める。

別表第2中「市長」を「事業管理者」に改め、同表診療上特に費用を要するものの項中「病院長」を「事業管理者」に改める。

(小田原市看護師等奨学金貸付条例の一部改正)

- 8 小田原市看護師等奨学金貸付条例（昭和41年小田原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「市長」を「病院事業管理者（以下「事業管理者」という。）」に改め、同条第2項中「市長」を「事業管理者」に、「さかのぼる」を「遡る」に改める。

第6条から第10条までの規定中「市長」を「事業管理者」に改める。

第11条中「規則」を「企業管理規程」に改める。

(小田原市立病院新病院建設基金条例の一部改正)

- 9 小田原市立病院新病院建設基金条例（令和元年小田原市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条中「市長」を「病院事業管理者」に改める。

第7条中「規則」を「企業管理規程」に改める。

(処分、申請等に関する経過措置)

10 この条例の施行前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりされた処分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりされている申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）で、この条例の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後におけるこの条例による改正後のそれぞれの条例の適用については、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

小田原市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 5 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市条例第 5 1 号

小田原市火災予防条例の一部を改正する条例

小田原市火災予防条例（昭和 3 7 年小田原市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 1 項中「第 4 4 条第 1 0 号」を「第 4 4 条第 1 1 号」に改める。

第 1 1 条の 2 第 1 項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう」の次に「。第 1 2 号において同じ。）をいう」を加え、「5 0 キロワット」を「2 0 0 キロワット」に、「この条において同じ。）の」を「同じ。）の」に改め、同項中第 1 4 号を第 1 8 号とし、第 1 3 号を第 1 7 号とし、第 1 2 号イを次のように改める。

イ 異常な高温とならないこと。

第 1 1 条の 2 第 1 項第 1 2 号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第 1 1 条の 2 第 1 項中第 1 2 号を第 1 6 号とし、第 1 1 号を第 1 2 号とし、同号の次に次の 3 号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、

充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第17条（見出しを含む。）中「充てんする」を「充填する」に改め、同条第3号中「さく」を「柵」に改め、同条第9号中「充てん」を「充填」に改める。

第44条第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。



小田原市自転車駐車場指定候補者選定委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 5 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### **小田原市規則第 6 8 号**

小田原市自転車駐車場指定候補者選定委員会規則の一部を改正する規則

小田原市自転車駐車場指定候補者選定委員会規則（平成 2 7 年小田原市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「小田原駅西口第 1 自転車駐車場」の次に「及び国府津駅自転車駐車場」を加える。

### **附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市自転車駐車場事業者選定委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 5 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### **小田原市規則第 6 9 号**

小田原市自転車駐車場事業者選定委員会規則の一部を改正する規則

小田原市自転車駐車場事業者選定委員会規則（平成 2 7 年小田原市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び小田原駅西口第 2 自転車駐車場」を削る。

#### **附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 5 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

**小田原市規則第 7 0 号**

小田原市財務規則の一部を改正する規則

小田原市財務規則（昭和39年小田原市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第59条中「小田原市諸収入金に対する延滞金徴収条例（昭和38年小田原市条例第35号）第2条の規定により」を削り、同条に次の1項を加える。

2 小田原市諸収入金に対する延滞金徴収条例（昭和38年小田原市条例第35号）第2条の規定は、令第171条に規定する債権について準用する。

様式第48号を次のように改める。

様式第48号 (第59条、第141条関係)

様					
督促状					
年 度		期 別		種 別	
納 付 額					
延滞金額					
合 計 額					

指定納期限	
納 付 方 法	
上記のとおり納付してください。 年 月 日 小田原市長 <span style="float: right;">印</span>	
※この部分には、延滞金又は遅延損害金の割合、滞納処分、 審査請求に係る教示その他の必要な注意事項を記載するものとする。	

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

小田原市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 5 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

**小田原市規則第 7 1 号**

小田原市市税条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市市税条例施行規則（昭和50年小田原市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第3条の3を削る。

様式第9号中

備 考	
	<p>(注) 1 「延滞金額」は、納期限の翌日から納付・納入の日までの期間の日数に応じ、納付すべき税額（1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。）に、平成25年12月31日までの期間は年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合。ただし、年7.3パーセントを限度とする。）の割合、平成26年1月1日以後の期間は特例基準割合（※）に年7.3パーセントの割合を加算した割合（ただし、年14.6パーセントを限度とする。また、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントを限度とする。）を乗じて計算した額です。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合です。</p> <p>※ 特例基準割合とは、財務大臣が告示する割合（各年の前年9月までの1年間の国内銀行の貸出約定平均金利の年平均）に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。</p> <p>2 「滞納処分費」は、滞納処分による財産の差押え、交付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び修理等、差し押さえた有価証券、債権及び無体財産権等の取立て並びに配当に関する費用で上記の金額は、この文書作成の日までのものです。</p> <p>3 この処分について不服がある場合は、この処分を知った日の翌日か</p>

を



ら起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備 考

この処分について不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

(注) 1 「延滞金額」は、納期限の翌日から納付・納入の日までの期間の日数に応じ、納付すべき税額（1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。）に、平成25年12月31日までの期間は年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合。ただし、年7.3パーセントを限度とする。）の割合、平成26年1月1日以後の期間は特例基準割合（※）に年7.3パーセントの割合を加算した割合（ただし、年14.6パーセントを限度とする。また、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントを限度とする。）を乗じて計算した額です。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合です。

※ 特例基準割合とは、財務大臣が告示する割合（各年の前年9月までの1年間の国内銀行の貸出約定平均金利の年平均）に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。

2 「滞納処分費」は、滞納処分による財産の差押え、交付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び修理等、差し押さえた有価証券、債権及び無体財産権等の取立て並びに配当に関する費用で上記の金額は、この文書作成の日までのものです。

3 この処分について不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、

を

市長となります。)提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考

この処分について不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

様式第11号及び様式第12号中

(注) 1 「延滞金額」は、納期限の翌日から納付・納入の日までの期間の日数に応じ、納付すべき税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。)に、平成25年12月31日までの期間は年14.6

パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合。ただし、年7.3パーセントを限度とする。）の割合、平成26年1月1日以後の期間は特例基準割合（※）に年7.3パーセントの割合を加算した割合（ただし、年14.6パーセントを限度とする。また、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントを限度とする。）を乗じて計算した額です。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合です。

※ 特例基準割合とは、財務大臣が告示する割合（各年の前年9月までの1年間の国内銀行の貸出約定平均金利の年平均）に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。

- 2 「滞納処分費」は、滞納処分による財産の差押え、交付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び修理等、差し押さえた有価証券、債権及び無体財産権等の取立て並びに配当に関する費用で上記の金額は、この文書作成の日までのものです。

を

備	考	
---	---	--

に

改める。

様式第13号中

備	考	
<p>(注) 1 「延滞金額」は、納期限の翌日から納付・納入の日までの期間の日数に応じ、納付すべき税額（1,000円未満の端数があるとき又は</p>		

その全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。)に、平成25年12月31日までの期間は年14.6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合。ただし、年7.3パーセントを限度とする。)の割合、平成26年1月1日以後の期間は特例基準割合(※)に年7.3パーセントの割合を加算した割合(ただし、年14.6パーセントを限度とする。また、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントを限度とする。)を乗じて計算した額です。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合です。

※ 特例基準割合とは、財務大臣が告示する割合(各年の前年9月までの1年間の国内銀行の貸出約定平均金利の年平均)に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。

を

2 「滞納処分費」は、滞納処分による財産の差押え、交付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び修理等、差し押さえた有価証券、債権及び無体財産権等の取立て並びに配当に関する費用で上記の金額は、この文書作成の日までのものです。

3 この処分について不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考

この処分について不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

様式第14号及び様式第19号中

(注) 1 「延滞金額」は、納期限の翌日から納付・納入の日までの期間の日数に応じ、納付すべき税額（1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。）に、平成25年12月31日までの期間は年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合。ただし、年

7. 3パーセントを限度とする。)の割合、平成26年1月1日以後の期間は特例基準割合(※)に年7.3パーセントの割合を加算した割合(ただし、年14.6パーセントを限度とする。また、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントを限度とする。)を乗じて計算した額です。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合です。

※ 特例基準割合とは、財務大臣が告示する割合(各年の前年9月までの1年間の国内銀行の貸出約定平均金利の年平均)に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。

2 「滞納処分費」は、滞納処分による財産の差押え、交付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び修理等、差し押さえた有価証券、債権及び無体財産権等の取立て並びに配当に関する費用で上記の金額は、この文書作成の日までのものです。

備	考
---	---

改める。

様式第20号その1中

(注) 1 「延滞金額」は、納期限の翌日から納付・納入の日までの期間の日数に応じ、納付すべき税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。)に、平成25年12月31日までの期間は年14.6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手

形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合。ただし、年7.3パーセントを限度とする。)の割合、平成26年1月1日以後の期間は特例基準割合(※)に年7.3パーセントの割合を加算した割合(ただし、年14.6パーセントを限度とする。また、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントを限度とする。)を乗じて計算した額です。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合です。

※ 特例基準割合とは、財務大臣が告示する割合(各年の前年9月までの1年間の国内銀行の貸出約定平均金利の年平均)に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。

を

- 2 「滞納処分費」は、滞納処分による財産の差押え、交付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び修理等、差し押さえた有価証券、債権及び無体財産権等の取立て並びに配当に関する費用で上記の金額は、この文書作成の日までのものです。
- 3 この処分について不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。



備 考	
	<p>この処分について不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>

に

改める。

様式第20号その2中

(注) 1	<p>「延滞金額」は、納期限の翌日から納付・納入の日までの期間の日数に応じ、納付すべき税額（1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。）に、平成25年12月31日までの期間は年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合。ただし、年7.3パーセントを限度とする。）の割合、平成26年1月1日以後の期間は特例基準割合（※）に年7.3パーセントの割合を加算した割合（ただし、年14.6パーセントを限度とする。また、納期限の</p>
-------	---

を

翌日から1か月を経過する日までの期間については、特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントを限度とする。)を乗じて計算した額です。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合です。

※ 特例基準割合とは、財務大臣が告示する割合(各年の前年9月までの1年間の国内銀行の貸出約定平均金利の年平均)に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。

2 「滞納処分費」は、滞納処分による財産の差押え、交付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び修理等、差し押さえた有価証券、債権及び無体財産権等の取立て並びに配当に関する費用で上記の金額は、この文書作成の日までのものです。

備 考	
-----	--

改める。

様式第27号中

決 定 区 分	
徴 収 カ ー ド 番 号	納税貯蓄組合

決 定 区 分	
---------	--

摘 要		
-----	--	--

摘 要	
-----	--

改める。

様式第 29 号の 2 を次のように改める。

様式第29号の2 (第8条関係)

小田原市収入済通知書 (督促)

税		年度
税	額	円
延滞	金額	円
合	計	円

納	期	限
通	知	書
番	号	
納	税	者
氏	名	

CVS 収納用

領収日付印

(小田原市/コンビニ本部控)

小田原市  
納付書 (原符)

税		年度
税	額	円
延滞	金額	円
合	計	円
納	期	限
通	知	書
番	号	
納	税	者
氏	名	

領収日付印

(金融機関/コンビニ店舗控)

小田原市 督促状 兼 領収証書

下記市税については、指定された納期限までに納付されておられません。

つきましては、本状を裏面納付場所にご持参のうえ至急納付してください。

税		年度
税	額	円
延滞	金額	円
合	計	円
納	期	限
通	知	書
番	号	
納	税	者
氏	名	

※延滞金額は発付日現在で計算しています。  
上記のとおり納付してください。

年 月 日

小田原市長

印

(既に納付されているかたへ)

この督促状は 月 日までに市役所に到着し処理されたものを確認したものです。既に納付されている場合は行き違いですので、ご了承ください。

上記のとおり領収しました。

領収日付印

(納付者控)

様式第37号中

「◎延滞金 次の割合で計算した延滞金を合わせて納めていただきます（算出された延滞金額が1,000円未満の場合はその全額を、算出された延滞金額が1,000円以上で100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます。）。※平成26年1月1日前については従前のおり。

納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間は、特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（年7.3%を上限）

納期限の翌日から1か月经過後より納付日までの期間は、特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合（年14.6%を上限）

◎審査請求 この処分について不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 」

「◎審査請求 この処分について不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、に審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため  
緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

改める。

様式第42号中

口座番号		を	口座番号		に改
軽自動車税			軽自動車税 (種別割)		

める。

様式第44号中「軽自動車税は」を「軽自動車税 (種別割) は」に改める。

様式第47号中

「住所  
氏名」を「住所 (所在地)  
氏名 (名称)」に

所有者	住所	を
	氏名	

所有者	住所 (所在地)	に
	氏名 (名称)	

改める。

様式第49号中

「住 (居) 所  
氏名  
(名称)」を「住所 (所在地)  
氏名 (名称)」に

改める。

様式第51号中

「住所  
名称（屋号）  
代表者

「所在地（住所）  
を名称（屋号）  
代表者

に改める。  
⑩」

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

小田原市自転車競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 5 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市規則第 7 2 号

小田原市自転車競走実施規則の一部を改正する規則

小田原市自転車競走実施規則（昭和 3 7 年小田原市規則第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 3 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認める場合には、入場料の額を別に定めることができる。

### 附 則

この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。



小田原市国民健康保険条例附則第10条の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### **小田原市規則第73号**

小田原市国民健康保険条例附則第10条の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

小田原市国民健康保険条例附則第10条の規則で定める日を定める規則（令和2年小田原市規則第46号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和2年12月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

#### **附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 5 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

#### **小田原市規則第 7 4 号**

小田原市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市国民健康保険条例施行規則（昭和 3 4 年小田原市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 2 号中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「9 月」を「8 月」に、「貸出約定平均金利」を「短期貸出約定平均金利」に改める。

#### **附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の小田原市国民健康保険条例施行規則の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 5 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### 小田原市規則第 7 5 号

小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則（平成 5 年小田原市規則第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 6 号の 3 中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「9 月」を「8 月」に、「貸出約定平均金利」を「短期貸出約定平均金利」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

小田原市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 5 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

**小田原市規則第 7 6 号**

小田原市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市火災予防条例施行規則（昭和59年小田原市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「第12号」を「第13号」に、「電気設備等設置届出書」を「変電設備・急速充電設備・燃料電池発電設備・発電設備・蓄電池設備設置届出書」に改め、同項第3号中「第44条第13号」を「第44条第14号」に改め、同項第4号中「第44条第14号」を「第44条第15号」に、「水素ガスを充てんする気球の設置届出書」を「水素ガスを充填する気球の設置届出書」に改め、同条第2項第1号中「第13号」を「第14号」に改め、同項第2号中「第44条第14号」を「第44条第15号」に改める。

別表中「充てんする」を「充填する」に、

15	30	を	15以上	30以上	に改め
30	60		30以上	60以上	
25	50		25以上	50以上	
30	10		30以上	10以上	
30	60		30以上	60以上	
30	25		30以上	25以上	
50	25		50以上	25以上	

る。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号 (第6条関係)

変電設備 急速充電設備 燃料電池発電設備 設置届出書 発電設備 蓄電池設備						
年 月 日						
小田原市消防長 様						
届出者 住所 氏名 電話						
⑩						
防対象 火物	所在地				電話	
	名称				用途	
設置場所	構 造		場 所		床 面 積	
			屋 内 ( 階 )、屋 外		m <sup>2</sup>	
	消防用設備等又は 特殊消防用設備等		不燃区画	有 ・ 無	換気設備	有 ・ 無
届出設備	電 圧	V		全出力又は 定格容量	k w AH・セル	
	着工(予定)年月日			竣工(予定)年月日		
	設 備 の 概 要	種 別	キュービクル式 ( 屋 内 ・ 屋 外 ) ・ そ の 他			
主任技術者氏名						
工事施行者	住 所				電 話	
	氏 名					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄			

備考

- 1 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記入してください。
- 2 電圧欄には、変電設備にあつては、一次電圧及び二次電圧の双方を記入してください。
- 3 全出力又は定格容量の欄には、変電設備、急速充電設備、燃料電池発電設備又は発電設備にあつては全出力を、蓄電池設備にあつては定格容量を記入してください。
- 4 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付してください。
- 5 ※印欄は、記入しないでください。
- 6 当該設備の設計図書を添付してください。

様式第8号中「第7条」を「第6条」に、「水素ガスを充てんする気球の設置届出書」を「水素ガスを充填する気球の設置届出書」に、

充てん 方 法
------------

を

充 填 方 法
------------

に改める。

**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。